

の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

(4) その他知事等が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(指定管理候補者の選定の特例)

第5条 知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

(1) 第3条第1項の規定による申請がなかったとき、又は前条の選定の結果指定管理候補者となるべき団体等がなかったとき。

(2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

(3) 指定管理者が、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定を行おうとする団体等と協議し、第3条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(協定の締結)

第6条 知事等は、法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定管理者の指定を行うときは、指定管理候補者と当該公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号の事業計画書に記載された事項

(2) 法第244条の2第7項の事業報告書に関する事項

(3) 県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項

(4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(5) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(6) その他知事等が別に定める事項

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正)

2 熊本県外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年熊本県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」に改める。

(熊本県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例による改正後の熊本県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定は、法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理に係る指定管理者の指定をした当該公の施設について適用し、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる公の施設については、なお従前の例による。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第45号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第28条中「、老年者控除額」を削る。

附則に次の1条を加える。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第18条 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第31条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「500円」とする。

附 則

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、附則に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の熊本県税条例第28条の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税に